

元気ハツラツ富山の田舎 活性化に向けて

元気な中山間地域づくり支援事業(中山間地域等直接支払制度)
を活用した取組事例



平成25年3月

富山県農村振興課



中山間地域等直接支払制度第3期対策の概要 2

制度を活用した取組事例 4

〈広域連携による地域活性化に取り組む事例〉

- ①「連絡協議会による活動体制の構築」 魚津市中山間地域連絡協議会 4

〈広域連携による集落への支援に取り組む事例〉

- ②「事務機能の強化による活動支援体制の構築」
黒部市田家・前沢地区中山間特認地域連絡協議会 6
- ③「農業公社を核とした集落広域連携」 南砺市利賀 8

〈地場産農産物の加工・販売に取り組む事例〉

- ④「地域に根ざした直売所による6次産業化と高齢者への生活支援サービス」 南砺市太美 10
- ⑤「地場産農産物を活用した加工・販売と地域活性化」 富山市西笹津 12

〈かつて住んでいた集落の農業者による農業生産体制の強化に取り組む事例〉

- ⑥「通勤農業による農業者が一丸となった生産体制の強化」 氷見市五十谷 14

〈子ども達の農業体験に取り組む事例〉

- ⑦「学校教育や地域等と連携した自然体験型活動の実践」 富山市婦中町道島 16
- ⑧「体験農業で人と里山をつなぐ取組」 富山市土 18

〈営農組合の法人化に取り組む事例〉

- ⑨「営農組合の法人化による組織の強化」 氷見市早借 20

〈鳥獣害対策に取り組む事例〉

- ⑩「サル被害防止にむけて恒久電気柵の設置による生産意欲の向上」 滑川市下野 22
- ⑪「アオサギ被害防止に向けて防鳥糸の設置による生産意欲の向上」 小矢部市安楽寺 24

さらなる集落の活性化に向けて 28

中山間地域等直接支払制度第3期対策

第3期対策からの拡充について

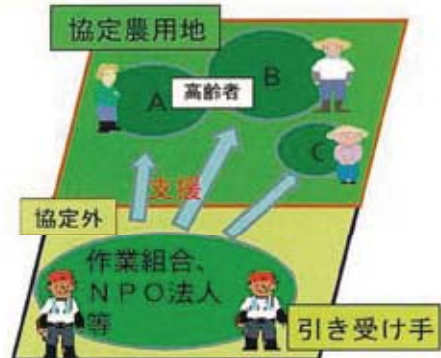
【集团的サポート型の創設】

協定農用地において、農業生産活動等の継続が困難となった場合の引き受け手（集落内の農業者や集落外の作業組合、NPO法人、農協など）をあらかじめ協定に位置づけることで体制整備単価を交付（集团的かつ持続可能な体制の整備）

【イメージ1：協定内の引き受け手によるケース】



【イメージ2：協定外の引き受け手によるケース】



【小規模・高齢化集落支援加算の創設】

小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて、複数集落にて協定を締結した場合に、小規模・高齢化集落の農用地面積に応じて交付金を加算



【一団の農用地要件の緩和】

協定農用地として共同取組活動が行われる場合は、合計が1ha以上であれば1ha未満の小団地や飛び地なども対象農用地として取り込みが可能となります。

平成25年度より拡充

【集落連携促進加算】

本制度の実施集落が未実施集落等と連携し、地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付金を加算



(元気な中山間地域づくり支援事業)の概要

実施期間

○平成22年度～平成26年度（5年間）

集落協定による取組活動

体制整備活動：基礎活動に加え担い手の育成など、前向きな取組活動

基礎活動

（耕作放棄地の発生防止など基礎的な活動）

①農業生産活動など

- ・集落マスタープランの作成
（集落の将来像を明確にします）
- ・耕作放棄地の防止など
（耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します）
- ・水路・農道などの管理
（草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します）

②多面的機能増進活動

（いずれか1つ以上）

- ・国土保全機能の増進
（農地の周辺林地の管理など土壌の流失を防ぎます）
- ・保健休養機能の増進
（景観作物の作付けや体験農園、棚田オーナー制度など農村を憩いの場にします）
- ・自然生態系の保全
（ビオトープの確保や鳥類の餌場の確保など、自然環境を守ります）

③農業生産活動などの体制整備

・農用地等保全マップの作成、活動の実践

【A要件（いずれか2つ以上）】

- 協定農用地の拡大
（既耕作放棄地の復旧等協定農用地の拡大を図ります）
- 機械・農作業の共同化
- 高付加価値型農業の実践
- 地場産農産物等の加工・販売
- 農業生産条件の強化
（生産条件の改良（自己施工に限る）が行われた対象面積が協定農用地の5%又は0.5ha以上の増加を図ります）
- 新規就農者の確保
- 認定農業者の育成
- 多様な担い手の確保
（棚田等のオーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園やNPO法人、企業等の耕作する農用地を協定農用地の5%以上の規模で運営を実施します）
- 担い手への農地集積（利用権の設定等、協定農用地面積の5%以上の増加を図ります）
- 担い手への農作業の委託

【B要件（いずれか1つ以上）】

- 集落を基礎とした営農組織の育成
- 担い手集積化（利用権の設定等、協定農用地面積の20%又は2ha以上の増加を図ります）

【C要件】【集団的サポート型】

- 集団的かつ持続可能な体制の整備
（協定参加者が活動困難となった場合に備え、あらかじめ他の参加者等の引き受け手を協定に位置づけします。）

※A要件のうち2つ以上、又はB・C要件のうち1つ以上を選択し取り組むことで、体制整備単価を交付

基礎単価(体制整備単価の8割)

体制整備単価

加算単価：より積極的な取組

平成25年度より拡充

・集落連携促進加算

1年間に限り2,000円/10a ※交付上限額があります。
（協定変更後の対象農用地面積に応じて加算）

・規模拡大加算

田：1,500円/10a
畑：500円/10a

・土地利用調整加算

田：500円/10a
畑：500円/10a
（要件を満たす集落全体に加算）

・法人設立加算

田：600円/10a
畑：500円/10a
（1協定60千円/年を上限とする。）

・小規模・高齢化集落支援加算

（小規模・高齢化集落を取り込み、1集落協定として取り組む場合に加算額を支給）

田：4,500円/10a
畑：1,800円/10a

（当該小規模・高齢化集落の対象農用地面積に応じて加算）

※従来の耕作放棄地復旧加算は、体制整備活動（A要件）に変更されました

加算単価

※朱書き部分は、第3期対策からの変更・追加箇所



1 連絡協議会による活動体制の構築

1. 協議会の概要

市町村・協議会名	うおづし うおづしちゆうさんかんち いぎれんらくきようざかい 魚津市 魚津市中山間地域連絡協議会 (23集落協定)			
23協定面積 371.2ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	米			
23協定参加者	農業者505人、生産組織12 水利組合4 農業生産法人3			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

魚津市の中山間地域の生産者が共通の課題を共に解決するため意見交換等の交流ができる場として、この魚津市中山間地域連絡協議会設立の必要性が高まり、平成17年度の2期対策開始をきっかけに設立に至った。

平成22年度より3期対策へと移行する際も、23集落すべての協定が脱落することなく、足並みを揃えて中山間地域の活性化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

(1) 組織の体制

協議会員は、各集落から2～3名の代議員を選出し、代議員の中から会長1名、副会長2名、理事8名、監事2名の役員を置いている。

運営費については、各集落の交付金の2%を負担金として徴収している。

(2) 活動等

①総会、理事会の開催

各集落での問題や交付金の活用の方策を協議している。

②耕作放棄地発生防止・解消の活動

「ひまわり大作戦」と称した景観作物の植付けの活動によって、耕作放棄地対策に取り組むと共に、集落間連携で地域同士のつながりを築き、活動の活性化を促している。

③県外先進地視察

近隣の県外において先進的な活動を実施している地域へ赴き、視察及び現地の方々との意見交換を行っている。



ひまわり収穫会



先進地視察



協議会の将来像

今後ますます中山間地域の現状は厳しくなることが予測され、それぞれの地域に見合ったそれぞれの対応策が必要である。共に里山を守っていくという強い意志の下、集落の境界を越えた広域による連携活動を強化していく。

将来像を実現するための活動目標

- 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備
- 集落ぐるみの農業生産活動等体制整備
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
各集落で個別対応

水路・作業道の管理
各集落で共同取組活動

農地法面の定期的な点検
各集落で共同取組活動

鳥獣被害対策
各集落で共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
各集落で共同取組活動

景観作物作付け
(景観作物として、ひまわりを約1.5ha作付けた。)
6集落で共同取組活動

農業生産活動の体制整備

共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備
各集落で共同取組活動

農道舗装、水路の改修
各集落で共同取組活動

加算措置としての取組等

小規模・高齢化集落支援加算(黒谷・山女集落)(日尾・御影集落)
共同取組活動

連絡協議会と各集落との連携

各集落から農家に加え、児童や女性の参加を得て、集落間の連携の下で、ひまわりの種まきや収穫、種取り、収穫祭等のイベントを軸に活動を行っている。

そのほか、年に一度、開催場所を各地域での持ち回りにより、講師を招いた交流会を実施している。交流会の準備には、開催地域の地元の女性が参加している。

4. 今後の課題等

耕作放棄地発生防止と集落間連携を目的に実施してきた「ひまわり大作戦」について、平成18年度に1集落で始めたものが、平成24年度には取組が6集落に広がった一方で、実施体制が手薄になってきている。

今後の目標は、種から搾ったひまわり油で6次産業化を検討する。

これまでの主な成果

- 定期総会の開催
- ひまわり大作戦(耕作放棄地発生防止・集落間連携)
- 県外先進地視察研修(H19:石川県羽咋市、H20:長野県栄村、H21:福井県越前市)
- 交流会事業(H20:稗島公民館、H21黒谷公民館)
- 猿害対策電気柵設置補助事業(協議会から毎年5集落に電気柵設置に係る補助金交付)



2 事務機能の強化による活動支援体制の構築

1. 協議会の概要

市町村・協議会名	くろべし たいえ まえざわちくちゅうさんかんとくにちいきれんらくきょうざいかい 黒部市 田家・前沢地区中山間特認地域連絡協議会 (8集落協定)			
8 協定面積 132.9ha	田 (100%) 米	畑	草地	採草放牧地
8 協定参加者	農業者142人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

黒部平野を一望できる丘陵地帯に位置する田家・前沢地区は、急勾配農用地が数多く存在し、農道や用排水施設の老朽化が著しく、人口減少や後継者不足など、就農意欲の減退や耕作放棄地の発生が懸念されていた。

平成12年、中山間地域等直接支払制度が開始され、当地区は知事特認指定のもと、8集落協定が取り組むこととなり、初年度、個々の協定運営を行った結果、制度運営上の共通認識の醸成や効果的な情報交換の場づくり、地域全体の活性化を推進していくため、翌年（平成13年）、8集落協定で連絡協議会を組織することとなった。

3. 取組の内容

(1) 組織等

- ①役 員：会長(1)、副会長(2)、監事(2)、事務局長(1)、書記(1)、会計(1) の計8名
- ②会 議：総 会 (年1回)、役員会 (年3～5回)

(2) 事 務

- ①会議開催事務 (日程調整、資料作成)
- ②各集落協定の計画書及び実績報告書(作業日誌・記録写真)のとりまとめ(市へ提出)
- ③各集落協定からの提出書類の内容確認、指導
- ④市及び各集落協定との連絡調整
- ⑤協定参加者への交付金振込事務代行及び各集落協定からの負担金徴収



集落での話し合い



各集落協定からの提出書類の確認



地域の将来像

集落ぐるみで地域の実情に即した持続可能な農業生産活動の体制を整備し、多様な担い手の確保と認定農業者の育成を行い、現在耕作している面積を減らさないようにする。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 耕作放棄地の発生防止対策
- 有害鳥獣被害防止対策の検討

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
各集落で個別対応

水路・農道の管理
各集落で共同取組活動

農地法面の点検
各集落で共同取組活動

鳥獣被害対策
各集落で共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
各集落で共同取組活動

農業生産活動の体制整備

共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備
各集落で共同取組活動

農道舗装、水路の改修
各集落で共同取組活動

連絡協議会と各集落との連携

連絡協議会

協議会負担金支払
計画・実績の提出

内容の確認・指導
各種連絡調整

協定参加者への
交付金額の確定

計画・実績報告
取りまとめ提出

- 阿窪地区集落協定
- 上田家野地区集落協定
- 鏡野地区集落協定
- 栗寺地区集落協定

- 中山地区集落協定
- 本野地区集落協定
- 枕野地区集落協定
- 宮沢地区集落協定

協定参加者

黒部市

現地確認・指導
交付金支払い

4. 今後の課題等

連絡協議会の事務全般を担っている書記が、複数の集落協定の決算関係業務を取り扱っており、決算時期などに事務が集中するため、負担軽減が課題である。

今後、連絡協議会において、各集落との連携による鳥獣害対策への取組を計画している。

これまでの主な成果

- 交付金交付要件の適正な認識と取組の実施
- 有害鳥獣対策先進地視察の実施と集落内での取組実施（H22.12 滋賀県安土町）

3

農業公社を核とした集落広域連携

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	なんとし とが 南砺市 利賀			
協定面積 60.4ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻等			
交付金額 762万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	共同活動・農業生産活動		50%
協定参加者	農業者136人、利賀村農業公社 (職員5人)			開始：平成17年度

2. 取組に至る経緯

本地域は、小規模な集落が点在している山村地域で、高齢化と後継者不足が進んだことから、地域内の農用地をどのように保全していくかが課題となっていた。

そのような中で、平成12年度より始まった本制度を活用し、耕作放棄地の発生防止に努めてきた。

しかし、それぞれの集落で対応することには限界があり、農業の活性化を地域全体の問題として捉えた方がよいという機運の高まりや、本制度を通じて地域住民の農地保全への意識も高まり、平成12年7月に農業公社を設立し、平成17年度からの第2期対策では、地域 (旧利賀村10集落) 一体で集落協定を締結し、交付金の半分を共同活動として農業公社の活動費に充てている。

3. 取組の内容

地域農業の核として設立された農業公社による、農業生産活動の維持・拡大の取組の結果、協定面積の約4割 (23.5ha) の農作業を受託する体制が構築され、農家の将来への不安の解消や地域の活力の維持に繋がっている。また、平成13年度より始まり定着化した「そばオーナー農園事業」は地域住民と都市住民とが交流する場となっている。

さらに、平成23年度からは中山間地域チャレンジ支援事業を導入し、利賀地域の地理的な特性を生かし夏場のキャベツ栽培を行う「高原野菜の栽培に向けたシステム作り」に挑戦しており、米・蕎麦・キャベツ等のローテーションによる作付など、高原野菜の産地化を目指した取組を行っている。



そばオーナー農園収穫作業



キャベツ栽培



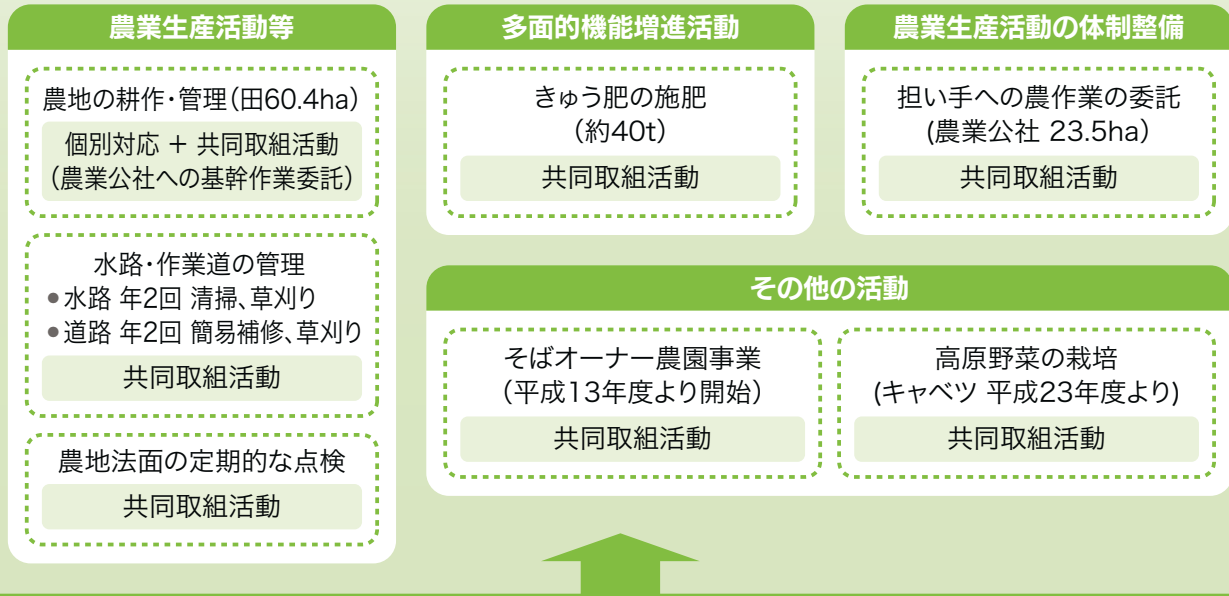
集落の将来像

- 核となる集積対象者（利賀村農業公社）への農作業の集積
- イベントによる都市との交流
- 高原野菜（キャベツ）の産地化

将来像を実現するための活動目標

- 核となる集積対象者（利賀村農業公社）への農作業の集積
- そばオーナー農園事業の展開による都市との交流、特産ブランド振興等のPR
- 新たな農産物の栽培（高原野菜の栽培）

[活動内容]



集落外との連携

都市農村交流を目的とした農業体験「みんなで農作業の日」in五箇山（棚田オーナー事業）運営のための南砺市の協力支援

4. 今後の課題等

農業公社による作業受託が進んだことに伴い、元農家などの地域住民の農地保全への機運を下降させないため、各集落の共同活動の充実を促すとともに、関係機関・団体との連携強化等を推進し、地域単位の営農体制の安定及び発展を図ることが必要である。

これまでの主な成果

- 担い手への利用集積による体質強化（H17：9.2ha H21：18.8ha）
- そばオーナー農園事業による地域の活性化（H18：65名 H21：107名）



4 地域に根ざした直売所による6次産業化と高齢者への生活支援サービス

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	なんとし ふとみ 南砺市 太美			
協定面積 27.0ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 377万円	個人配分	0%		
	共同取組活動(100%)	役員報酬	2%	
		農道・水路管理費	1%	
		農道・水路整備費	94%	
		鳥獣被害防止対策費 多面的機能増進	3% 1%	
協定参加者	農業者28人、共同作業取組1組織、非農家8人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当地区は典型的な中山間地区にあり、昭和40年代に水田ほ場の区画整理を実施し、作業の効率化が図られた。その後、少子・高齢化が進んだことから平成12年度から集落共同作業による農地の保全に取り組むこととした。また、営農組合を立ち上げ、育苗関係と転作作物について共同作業に取り組んだ。しかし、耕作放棄地の発生が懸念されたことから、水稻についても育苗以外の基幹作業の共同取組面積の拡大に努めている。

3. 取組の内容

太美集落の婦人部が中心となって近隣集落とともに太美山直売所生産組合を設立し、平成15年度より地場産直売所「ふとみぼれ」を開設している。

直売所では、地場産品の販売促進のため、地場産野菜・山菜の販売やこれらを利用した加工品の販売等の6次産業化の取組を行っている。

また、地域には店舗がなく、高齢者への生活支援サービスとして、直売所では生活必需品の販売も行っている。さらに、地元住民から依頼があれば、スーパー等に出向いて日用品等を購入し、買値で販売している。地場産直売所は集落の高齢者等の語らいの場としても利用されている。



直売所「ふとみぼれ」



「ふとみぼれ」での語らいの状況



集落の将来像

営農組合へ基幹農作業を集積し、農業の継続が困難となった農地に対してサポート体制の維持と機械・農作業の共同利用面積の増加、共同機械の稼働率の向上を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地に対してサポート体制の維持。
- 機械・農作業の共同利用面積を拡大し、共同機械の稼働率の向上を図る。
- 地場産直売所『ふとみぼれ』で製品の販売促進。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田27ha)
個別対応

水路・作業道の管理
● 水路8.24km、年2回以上
清掃、草刈り
● 道路5.16km、年2回草刈り
(農道、市道、県道一部)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回以上及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥
(393.3a)牛糞散布
共同取組活動

緑肥作物の作付け(8.2a)
個別対応

ひまわりの作付け(20.4a)
個別対応

地場産直売所
『ふとみぼれ』で製品の販売

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(転作作物の共同利用を7.2ha
実施、目標7.0ha)
共同取組活動

担い手への農作業の委託
(集落の営農組合に基幹農作
業を集約。目標12ha)
共同取組活動

加算措置としての取組等

小規模・高齢化集落支援加算
(米田地区12.4 ha)
共同取組活動

集落外との連携

- 立野脇、綱掛集落と連携して転作に関する農作業の実施。
- 後継者の確保のための働きかけを実施。

4. 今後の課題等

営農組合を中心とした機械の共同利用や基幹農作業の集約の取組は進みつつあるが、後継者の確保が今後の課題であり、近隣集落と連携し、次世代の若者などへ働きかけていきたい。

これまでの主な成果

- 農地及び施設の保全、管理
 - 水路8.24km、農道5.16km(一部市道、県道も清掃、草刈り実施)の清掃と草刈り
 - 農地法面の点検 年2回以上(全体で)、随時(個人)
- 多面的機能の増進活動
 - 堆きゅう肥の施肥(393.3a)牛糞
 - 緑肥作物の作付け(6.3a)



5 地場産農産物を活用した加工・販売と地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	とやまし にしきさづ 富山市 西笹津			
協定面積 1.6ha	田 (75%)	畑 (25%)	草地	採草放牧地
	水稻、ソバ、景観作物	野菜、粟、ラッキョウ		
交付金額 26万円	個人配分			40%
	共同取組活動(60%)	集落担当者に対する活動経費等 (役員報酬等)		7%
		農道・水路等の管理費及び共同農作業経費		14%
		景観作物、鳥獣害防止対策経費		39%
協定参加者	農業者6人、非農家6人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

西笹津集落は急峻な山間地にあり、また高齢化の進行により、農地の管理が非常に困難となってきたため、地区住民が一丸となり平成12年度から直接支払制度に取り組んでいる。現在は、地区内の農産物加工販売組織に依頼し、地場産農産物の特産品化に取り組むことで地域の活性化を図ることとしている。

3. 取組の内容

◎地場産農産物の加工・販売

当集落では、米や野菜など地元農産物の消費拡大と住民の健康づくりを図るため、集落内の女性により結成された農産物加工組織「西笹津会（地域活性化グループ）」に依頼し、地場産農産物を活用した特産品化（加工・販売）に取り組んでいる。これまでに商品化し好評を得ている減塩みそ・神峽漬（大根の醤油漬）・梅干・三五八（塩麴の調味料）をはじめ、粟や古代米を使ったケーキの新品を開発し販売している。販売先としては、特産品販売施設（飛越ふれあいセンター林林）、宿泊施設（岩稲温泉楽今日館）、直売所（地場もん屋総本店）などがあげられる。

◎非農家の協力及びボランティア団体との連携

非農家の協力及び天湖森しんゆう倶楽部との連携によって、ひまわりの栽培・油製造、ソバの栽培など新たに取り組む、休耕田の利活用を促進し農地を守っている。



山の中にあるヒマワリ畑



粟・古代米のケーキ



集落の将来像

農業の継続が困難になった田畑が発生した場合のサポート体制を整え、農作業や共同での水路・農道等の維持管理や、景観作物の作付け、特産品の開発を行うことで、子や孫の代まで住んで良かったと思える集落を目指す。

将来像を実現するための活動目標

- 集落内住民が一丸となって共同での農業生産活動を維持していく。
- 集落内の農産物加工販売組織に依頼し特産品化を図り地域の活性化を図る。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田1.2ha、畑0.4ha)

個別対応

水路・作業道の管理

- 水路0.9km：年3回
清掃、草刈り
- 道路1.4km：年3回
草刈り

共同取組活動

- 農地法面の点検 随時
- 鳥獣被害防止対策
電気柵補修1.5km
ヤギの放牧

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.5ha、年1回)

共同取組活動

景観作物作付け
(景観作物としてヒマワリ
を約0.2ha作付けた。)

共同取組活動

西笹津の農林地を守る会を
結成し、農地の保全やグリーン・
ツーリズムの推進を図る

農業生産活動の体制整備

共同で支えあう集団的かつ
持続可能な体制の整備

共同取組活動

地場産農産物の加工・販売
集落内女性による農産物
加工販売組織「西笹津会」
に依頼し特産品の
加工品開発・販売を実施

共同取組活動

集落外との連携

天湖森しんゆう倶楽部と連携し、割山森林公園「天湖森」でのイベントに商品を提供している。

4. 今後の課題等

中山間地域等直接支払制度の取組を始めてから10年経過する中で、集落協定参加者の高齢化が進んでいるため、今後は、集落外からの交流等への支援が得られるよう、既存行事やイベントの魅力向上させ、交流の繋がりを深める必要がある。

これまでの主な成果

- 地場産農産物の加工・販売
 - 地場産「大根」を利用した神峽漬の加工・販売 [H17年度：350個→H21年度：350個]
- 非農家と連携した農地保全管理
 - 非農家、団体の支援を受け、景観作物の栽培、水路・農道の維持管理を共同で実施 [H17年度：農家10人、非農家19人→H21年度：農家6人、非農家6人、団体20人]

6

通勤農業による農業者が一丸となった生産体制の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	ひみし いかだに 氷見市 五十谷			
協定面積 5.0ha	田 (100%) 水稻等	畑	草地	採草放牧地
交付金額 105万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	集落マスタープランの実現に向けた活動経費		5%
		水路・道路等維持管理費		43%
		その他		2%
協定参加者	農業者4人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

五十谷集落は、氷見市の北部の宇波地区に位置し、能越自動車道灘浦インターチェンジから約2km西側に離れた中山間地にある。昭和52年に大規模地すべり災害に見舞われ、ほとんどの建物や農地を喪失し、住民全員が集落を離れ市街地等に移住した。その後、災害復旧工事が完成し、農地が復旧したことにより、居住はしないものの、移住地から集落へ約20分かけて通う「通勤農業」を実践している。

このことから、農地に対する愛着が他の集落よりも一段と強く、協定参加者は少ないものの農地保全に精力的に取り組んでいる。

3. 取組の内容

集落は、直接支払制度に平成12年度から取り組み、平成19年度からは農地・水保全管理支払制度にも取り組んでおり、農地、農業用水などの資源や環境の保全等の共同取組活動がより一層円滑に行われ、細部にわたって管理が出来ている。

また、通勤農業であることから、市街地にある集落代表者の自宅で話し合いを重ね、農業者の役割分担を明確にして共同取組活動を実施してきた結果、耕作放棄を発生させることなく優良農地を維持している。

近年、イノシシによる被害が多発し、その対策が必要となったが、協定参加者が一丸となって、草刈りの徹底や電気柵の設置、捕獲おりのエサ管理等に取り組んでいる。



電気柵の設置



共同活動での草刈り



集落の将来像

「通勤農業」のため、各農業者が孤立してしまわないよう、共同取組活動や営農組織の充実を通じて、農業者の連携を強化する。

鳥獣害対策を徹底し、山間地でも安心して営農を行える環境を整備する。

将来像を実現するための活動目標

- 水路等の草刈り、清掃、維持補修
- 集落営農組織の整備
- 鳥獣害対策の徹底による耕作放棄地発生防止
- 高付加価値型営農推進による特別栽培米の栽培農地拡大

[活動内容]



4. 取組による変化と今後の課題等

当初は「通勤農業」のため個別で活動する機会が多かったが、農地保全マップの作成や共同取組活動での草刈り、農業施設の管理により、集落ぐるみでの農地保全意識が芽生え、平成21年度に営農組合を設立するに至った。また、被害が拡大している鳥獣害の対策については電気柵や捕獲おりを設置し、安心して農業が営める環境整備を行っている。

今後は営農活動の継続性を高めるため、近隣集落とのネットワークの構築や営農組合の体制強化を図り、担い手の確保・育成に努める必要がある。

これまでの主な成果

- 高付加価値農業の推進
 - 特別栽培米の作付けを推進(4.1ha → 4.75ha)
- 農道の補修、改修
- 農地法面及び土地改良施設の定期的な点検(随時)
- 電気柵の設置(当初0km → 4.3km)



7 学校教育や地域等と連携した自然体験型活動の実践

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	とやまし 富山市 婦中町道島			
協定面積 21.3ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稲・ソバ・大豆			
交付金額 311万円	個人配分	0%		
	共同取組活動(100%)	担当者活動経費	2%	
		農業生産活動等の体制整備	17%	
		水路・農道等の維持管理活動費	46%	
		多面的機能増進活動費	4%	
農用地の維持管理活動費	31%			
協定参加者	農業者34人、道島・上野宮農組合（構成員38人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落では、若者の集落外への移住や農業者の高齢化により、農業の継続が困難な状況が懸念され、農作業の共同化や集落の活性化について検討していた。そのような中で直接支払制度が発足し、本制度が集落の考える目標の達成に役立つと考え、集落協定の締結に至った。3期対策となった現在では、集落営農組合による農作業の共同化や学校教育と連携したホタルの鑑賞、古代米の栽培を取組目標として、農業生産活動の生産性や収益の向上を目指すとともに、集落の活性化を図ることとしている。

3. 取組の内容

立ち上げた集落営農組合により農地を共同で維持・管理するとともに、集落の活性化に向けて音川小学校と協定を結び、古代米の栽培、ホタルの鑑賞、シイタケの菌打ち体験、炭焼き体験など、季節ごとの行事を3～4回行っている。また、千本以上の桜の苗木の植樹、ビオトープの確保としてホタル用水の管理等を行い、美しい景観の集落づくりに取り組んでいる。



古代米の脱穀体験



シイタケの菌打ち体験



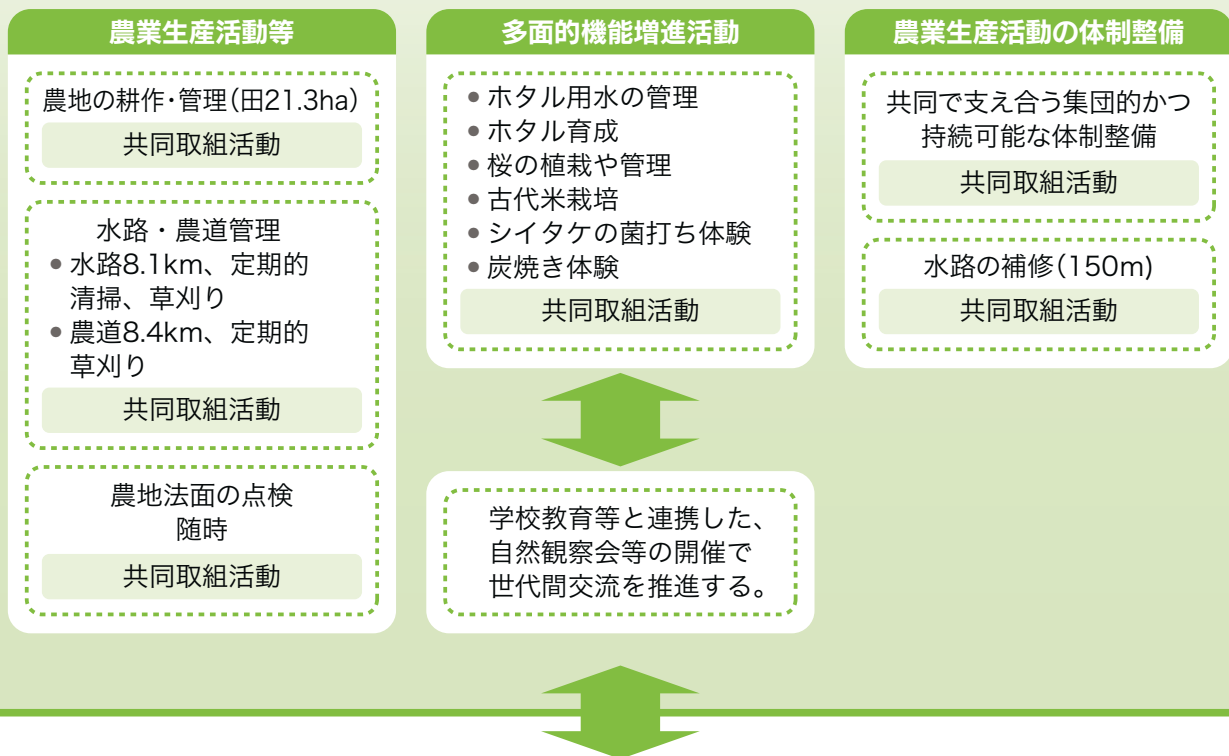
集落の将来像

集落営農組合が中心となって、耕作放棄地の発生を防止するとともに、美しい景観の集落づくりに今後とも取り組んでいく。

将来像を実現するための活動目標

- 集落営農組合が中心となった共同での農業生産活動を維持する。
- 音川小学校と連携して古代米の栽培・ホタル用水の管理・桜の植栽や管理などの活動に取り組む。

[活動内容]



集落外との連携

ホタル鑑賞会では、集落外の幼児からお年寄りまでの参加者に対して、環境の管理等を説明し、自然の大切さを理解してもらっている。

4. 今後の課題等

耕作放棄地を発生させないためにも、集落全体で協定農用地（とくに高齢者の農地）を積極的に維持・管理していく体制づくりが必要である。

これまでの主な成果

- 集落全体で農用地の管理や各種行事を行うことによって連帯感が強くなった。
- 千本桜の植栽や学校教育との連携等で住みよい集落（環境）づくりが出来た。



8 体験農業で人と里山をつなぐ取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	とやましど 富山市 土			
協定面積 3.9ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻・ソバ			
交付金額 81万円	個人配分			50%
	共同取組活動(50%)	農道・水路の維持管理・修繕 共同利用機械の購入		38% 12%
協定参加者	農業者1人、農業生産法人1			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

当集落は、神通川の左岸の山間地に位置し、現在は過疎化の進行で有機農業と体験農業に取り組む農業生産法人と1戸の農家で営農が行われている。

水路・農道の適正管理や農作業の共同化、耕作放棄と鳥獣被害の抑制、都市住民との交流の活発化を目的に、平成12年より集落協定を締結して取り組んでいる。

3. 取組の内容

当集落では都市住民との交流として<土と遊ぶ集い>を企画し、田植、稲刈、芋掘りなどの体験農業に取り組んでいる。子供から大人までの参加者全員に自然との触れ合いを通じて里山の良さを知ってもらい、自然界の恵みにより健康が保たれていることを理解してもらいながら、当集落の里山を守り続けていく活動を応援して頂いている。

また、農薬を使わないアイガモ農法により、田植え後の害虫駆除や除草、自然に肥料の供給を行う循環型農業を実施している。



田植体験



稲刈体験



集落の将来像

小規模であることを逆に生かし、それぞれがそれぞれの夢を生かし、農産物の生産・加工・販売、体験農業などの交流までを含めた多様な活動を展開し、地域及び中山間地農業の維持・活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 機械・農作業の共同化を図り、体験農業・農業研修の受け入れを継続し、有機農業の実践及び生産・加工・販売についてより一層充実させる。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田3.9ha)

個別対応

水路・農道の管理

- 水路1.5km、年2回
清掃、草刈り
- 農道1.0km、年2回
草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

体験農業の実施
(田植、稲刈など)

共同取組活動

アイガモ農法の実施
(田2.3ha、アイガモによる
除草などを実施)

個別対応

農業生産活動の体制整備

共同で支え合う集団的かつ
持続可能な体制整備

共同取組活動

農道の補修(60m)

共同取組活動

集落外との連携

近隣集落と利用を共にする水路等については、相互の協力で効率的かつ確実な管理・修繕を行う。

4. 今後の課題等

小規模農業であるため、農業機械等の経費の負担が大きい。

全国各地より農業に関心のある方に対して、有機農業の体験農業・農業研修を実施しているが、宿泊研修施設の規模が小さく受入人数を限定しているため、今後は受入体制を検討する必要があると考えている。受入体制が整い交流の機会が増えれば、当集落への新規就農による定住を呼びかけていきたい。

これまでの主な成果

- 多面的機能の持続的発展に向けた農業体験やアイガモ農法の実施。
 - 農業体験(田植、稲刈など) 5回/年実施。アイガモ農法 1.0ha実施。
- 協定参加者が連携し、農業施設の適正な維持管理を実施。
 - 水路管理延長 1.5km、農道管理延長 1.0km
- 農業機械・農作業の共同化
 - トラクター、畦塗り機の共同利用 1.0ha

9

営農組合の法人化による組織の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	ひみしはやかし 氷見市 早借			
協定面積 11.2ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 235万円	個人配分			50%
	共同取組活動(50%)	集落マスタープランの実現に向けた活動経費		5%
		水路、農道等維持管理費		25%
		農地管理費		10%
		役員報酬		5%
その他		5%		
協定参加者	農業者18人、早借営農組合（構成員74人）			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

早借集落は、氷見市のほぼ中央に位置し、上庄川支流の早借川沿いに発展した中山間集落である。本集落は、高齢化や社会産業構造の変化により、次世代における農業の担い手の確保が難しくなったことから、当時の生産組織である営農組織を立ち上げるとともに農地集積や農作業の共同化を行い、耕作放棄地の発生防止に努めてきた。

平成23年1月に農事組合法人早借営農組合として法人化され、現在に至っている。

3. 取組の内容

高齢化や若者の農業離れに伴って発生した担い手不足を解消するため、まずは農業機械や農作業の共同化を進め、新たな耕作放棄地を発生させない取組や体制づくりを構築した。

次に、営農組合を中心として農道や用排水路の維持管理や生産基盤の整備等の共同活動を行った結果、集落全体で協力することの重要性が認識され、営農組合の組織強化が年々強く要望されるようになっていった。

その後、待望していた営農組合の法人化によって、決算等書類作成の負担はあるものの、各種事業の助成や融資を受けられることとなり、機能及び組織の強化が図られることとなった。



営農組合による田植



協定参加者全体会議



集落の将来像

- 営農組合を核とした持続可能な体制整備
- 集落営農の育成とみんなで参加する村づくり

将来像を実現するための活動目標

- 用排水路の草刈り等の保安全管理
 - 農道の維持管理、農道舗装の推進
- これらの活動により美しい集落団地の達成を目指す。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田11.2ha)

個別対応

水路・農道の管理

- 用排水路1.6km、江ざらい 年2回 草刈り 年3回
- 農道2.4km、年3回 路肩清掃、草刈り
- 農道の補修 随時
- ため池の管理 年1回 点検、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検 (年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

冬季の湛水化(0.9ha)
(鳥類のえさ場の確保)

個別対応

農業生産活動の体制整備

営農組合の体質強化

- 農地の集積化 (5.6ha)
- 防除 (11.2ha)
- 基盤整備の推進

共同取組活動

加算措置としての取組等

特定農業法人設立加算
(早借営農組合)

共同取組活動

4. 今後の課題等

営農組合が結成され、早借集落の営農が継続して行われる体制が構築されたものの、経営規模等を考えると楽観できる状況ではない。今後、周辺の集落との連携を図るなど、組織を強化していく必要がある。

これまでの主な成果

- 集落営農の育成 農地の集積化による体質強化 実績5.6ha
 - 法人化への移行準備、条件整備
- 法面管理 用排水路・農道の草刈りの実施 毎年水路1.6km、農道2.4km
- 基盤整備 農道の舗装 実績1,500m



10 サル被害防止にむけて恒久電気柵の設置による生産意欲の向上

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	なめりかわし 滑川市 しもの下野			
協定面積 22.4ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 376万円	個人配分			30%
	共同取組活動(70%)	鳥獣害防護柵設置		51%
		用排水路修繕		10%
		役員報酬		3%
		その他(事務費等)		6%
協定参加者	農業者21人、非農業者24人			開始：平成13年度

2. 取組に至る経緯

本集落は、農地が林地に隣接しており、野生獣による農作物被害が深刻な問題となっていた。第二期対策においては、周辺林地の整備等の活動は行っていたが、被害は増大する一方であった。個人での対策に限界が見え始めたことから、第三期対策より二カ年計画にて鳥獣害防護柵（電気柵）の本格的な設置を開始し、多面的機能の確保並びに農業生産活動の強化を図ることとした。

3. 取組の内容

第三期対策当初より、水稻及び野菜等のサルによる被害の軽減を目指し、総延長802mの恒久電気柵の設置を二カ年に分けて実施した。平成24年春に完成し、共同取組活動により柵周辺の草刈り等の維持管理作業を行っている。また、暗渠排水の施工や老朽化により漏水している排水路の補修も行い、生産活動の強化にも取り組んでいる。

今後は、家庭菜園の充実により野菜等の生産を行い、朝市を開催するなどの地域の活性化を図る取組を計画している。



鳥獣害防護柵の設置



暗渠排水の施工



集落の将来像

集落マスタープラン「サルとオサラバ、元気な野菜で交流拡充」

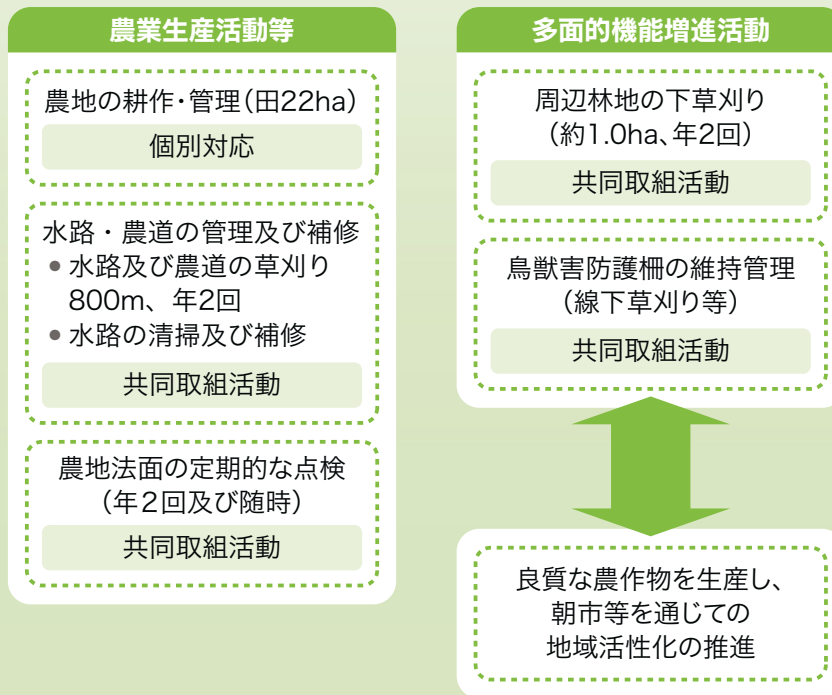
農作物の鳥獣被害を無くし、良質な米・野菜の生産を維持する。

また、朝市を開くなど、景観を利用し都市住民との交流を広め、地域の活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- ① 鳥獣害防護柵の設置及び維持管理
- ② 農道・水路等の補修、管理
- ③ 貸し農園の開設並びに朝市等のイベント開催

[活動内容]



4. 今後の課題等

鳥獣害防護柵を設置し農作物被害が無くなったことが、農業者の生産意欲増大に繋がっている。今後は、集落の将来像として掲げている都市住民との交流を通じた地域の活性化を図るための取組についても具体的な実施体制を検討し、更なる農業生産活動の向上を図ることが課題である。

これまでの主な成果

- 水路の補修改良 5箇所
- 農道の整備(舗装) 総延長350m



11 アオサギ被害防止にむけて防鳥糸の設置による生産意欲の向上

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	おやべし あんらくじ 小矢部市 安楽寺			
協定面積 3.7ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 40.5万円	個人配分			0%
	共同取組活動(100%)	役員報酬等		8%
		会議、研修、事務費等		10%
		賃借損料、資材費等		37%
共同作業等の報酬等		45%		
協定参加者	農業者12人			開始：平成12年度

2. 取組に至る経緯

安楽寺集落は、小矢部市北西の南谷地区内に位置している。

狭隘な谷間に位置する耕地のため収益性が低く、また除草や鳥獣害対策の労力も大きくかかり、後継者の育成が進まないという課題があった。

これらの問題に対する取り組みを進め、耕作放棄地の発生を防ぐため、平成12年に集落協定を締結し、中山間地域等直接支払制度に取り組むこととした。

3. 取組の内容

当集落独自の取組として、防鳥糸によるアオサギ対策を実施している。農地の周囲に竹竿を5m間隔で立て、地面より高さ2.5mの位置にテグスを縦横に張るもので、安価な対策であるが、効果は大きく、当該農地の稲の踏み荒しは無くなっている。

このほか、イノシシによる被害を防止するため、電気柵の整備を進めている。

また、集落協定参加者による水路周辺の草刈、周辺林地の下草刈りによる多面的機能増進活動を実施するとともに、機械の共同利用や、共同防除の実施による、農作業の共同化を推進している。



防鳥糸によるアオサギ対策



電気柵によるイノシシ対策



集落の将来像

集落ぐるみの農業生産活動の体制整備

- 集落を基礎とした営農組織の構築・充実
- 定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備

将来像を実現するための活動目標

- 共同機械・施設利用の推進
- 農作業の共同化の推進
- 鳥獣害防止策の推進

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田3.7ha)

個別対応

水路・農道の管理

- 水路1.3km、年1回
清掃、草刈り
- 道路1.3km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検(随時)

個別対応

電気柵の設置

- 2.5km、年1回

共同取組活動

災害復旧(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.16ha、年2回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農用地等保全マップの作成・実践
(水路の補修、農作業の共同化・
受委託、防鳥糸の設置)

共同取組活動

農作業の共同化
(機械の共同利用、共同
防除の実施、目標1ha)

共同取組活動

圃場法面の
草刈等の実施(目標1ha)

共同取組活動

農業の継続が困難となった農用
地が発生した場合の体制を整備

共同取組活動

4. 今後の課題等

鳥獣による農作物被害が急激かつ広範囲に発生しており、鳥獣害防止対策に要する労力が過重となっている。

また、高齢化が進み、草刈り等の共同作業への参加者が減っていることで、一部の農業者の負担が増加している。

今後は、資金不足により機械の更新が困難であり、営農の継続が難しくなることから、機械の共同利用など集落ぐるみでの営農体制の充実を図りたい。

これまでの主な成果

- 共同利用機械の購入：H19年度1台（畔塗機）
- 防鳥糸による被害の防止：91a

『さらなる集落の活性化に向けて』



「集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう!!」

制度開始から13年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の耕作放棄地については、集落や地域など皆の力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。(別途、耕作放棄地の復元に対する支援もあります。)



「地域農業の維持・活性化のため、引き続き 地域一体となって活動に取り組みましょう!!」

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。

地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。



「交付金は制度の主旨に沿った使い方をしましょう!!」

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

過疎化や高齢化により、単独での活動が難しい場合は、近隣集落等と連携した取り組みについて話し合ってみませんか。

集落間の連携の例

(1) 近隣集落と協定を締結

自分たちの集落だけでは農地の維持・管理が難しい場合でも、近隣集落と協定を締結することにより、連携して農地の維持・管理を行うことができます。

(2) 近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積

農地が狭小で分散しているため規模拡大が困難な場合でも、近隣集落と連携して認定農業者へ農地を集積することにより、農地の維持・管理を行うことができます。

(3) 近隣集落と連携して集落営農組織を設立

複数集落で集落営農を設立すれば、よりスケールメリットを活かした経営が可能となります。また、隣の集落営農と統合して法人化することも可能です。

(4) 地域が一体となった協議会を設立

鳥獣被害対策や農産物の地域ブランド化は、地域が一体となった協議会を設立するなどして取り組みればより効果的です。

(5) その他の連携

都市住民や学校教育機関、NPO法人、企業等との交流・連携が可能です。



この制度に関する問い合わせ先

各市町の農業担当者または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒937-0863 魚津市新宿10-7
TEL 0765-22-9136
FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒930-0096 富山市舟橋北町1-11
TEL 076-444-4475
FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒933-0806 高岡市赤祖父211
TEL 0766-26-8448
FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒939-1386 砺波市幸町1-7
TEL 0763-32-8130
FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-9011
FAX 076-444-4427



元気ハツラツ富山の田舎
活性化に向けて